

介護報酬算定構造のイメージ

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、介護報酬の算定構造イメージを作成したものであるが、具体的な内容については今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものである。

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

10 特定施設入居者生活介護費

11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

2 介護保健施設サービス

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

[脚注]

・今回改正部分は、とする。(ただし、療養病床から転換した介護老人保健施設のみ算定可能な部分については、とする。)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注								
		夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員数を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が不整備である場合	リハビリテーション機能強化加算	認知症ケア加算	利用者に対して送迎を行う場合							
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護 558 (単位) 要介護1 732 (単位) 要介護2 781 (単位) 要介護3 834 (単位) 要介護4 888 (単位) 要介護5 941 (単位)												
		b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護 617 (単位) 要介護1 831 (単位) 要介護2 880 (単位) 要介護3 933 (単位) 要介護4 987 (単位) 要介護5 1040 (単位)												
		(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健・看護職員を配置>	a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>						経過的要介護 558 (単位) 要介護1 732 (単位) 要介護2 837 (単位) 要介護3 890 (単位) 要介護4 944 (単位) 要介護5 997 (単位)						
			b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>						経過的要介護 617 (単位) 要介護1 831 (単位) 要介護2 936 (単位) 要介護3 989 (単位) 要介護4 1043 (単位) 要介護5 1096 (単位)						
			(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制>						a. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護 558 (単位) 要介護1 732 (単位) 要介護2 810 (単位) 要介護3 863 (単位) 要介護4 917 (単位) 要介護5 970 (単位)					
	b. 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>								経過的要介護 617 (単位) 要介護1 831 (単位) 要介護2 909 (単位) 要介護3 962 (単位) 要介護4 1016 (単位) 要介護5 1069 (単位)						
	(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)								(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	経過的要介護 624 (単位) ×97/100 要介護1 834 (単位) ×70/100 要介護2 883 (単位) ×70/100 要介護3 936 (単位) ×70/100 要介護4 990 (単位) 要介護5 1043 (単位)	+30単位	×97/100		
		b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>								経過的要介護 624 (単位) 要介護1 834 (単位) 要介護2 883 (単位) 要介護3 936 (単位) 要介護4 990 (単位) 要介護5 1043 (単位)					
		(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健・看護職員を配置>								a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	経過的要介護 624 (単位) 要介護1 834 (単位) 要介護2 939 (単位) 要介護3 992 (単位) 要介護4 1046 (単位) 要介護5 1099 (単位)				
			b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>							経過的要介護 624 (単位) 要介護1 834 (単位) 要介護2 939 (単位) 要介護3 992 (単位) 要介護4 1046 (単位) 要介護5 1099 (単位)					
			(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制>							a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	経過的要介護 624 (単位) 要介護1 834 (単位) 要介護2 912 (単位) 要介護3 965 (単位) 要介護4 1019 (単位) 要介護5 1072 (単位)				
									b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	経過的要介護 624 (単位) 要介護1 834 (単位) 要介護2 912 (単位) 要介護3 965 (単位) 要介護4 1019 (単位) 要介護5 1072 (単位)					
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (760 単位)															
注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算 (1日につき27単位を加算)															
(4) 栄養管理体制加算		(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算) (2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)													
(5) 療養加算 (1日につき 23単位を加算)															
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)															
(7) 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) (2) 特定治療														

注 緊急時治療管理と特定治療は、特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ P・O・Tによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	注	注	注	注	注	注
利用者数及び入院患者の割合が基準を満たさない場合		看護師が基準に定められた看護職員の数に満たない場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の真数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による減額適用されない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 看護(6:1)介護(4:1)	経過的要介護 534 単位						
		a. 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 701 単位					
		要介護2 811 単位						
		要介護3 1,049 単位						
		要介護4 1,150 単位						
	要介護5 1,241 単位							
	b. 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護 618 単位						
	要介護1 832 単位							
	要介護2 942 単位							
	要介護3 1,180 単位							
	要介護4 1,281 単位							
	要介護5 1,372 単位							
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費 (II) 看護(6:1)介護(5:1)	a. 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護 498 単位						
		要介護1 641 単位						
		要介護2 750 単位						
		要介護3 910 単位						
		要介護4 1,066 単位						
	要介護5 1,108 単位							
	b. 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護 582 単位						
	要介護1 772 単位							
	要介護2 881 単位							
	要介護3 1,041 単位							
	要介護4 1,197 単位							
	要介護5 1,239 単位							
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) 看護(6:1)介護(6:1)	a. 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護 473 単位						
		要介護1 611 単位						
		要介護2 722 単位						
		要介護3 873 単位						
		要介護4 1,030 単位						
	要介護5 1,071 単位							
	b. 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護 557 単位						
	要介護1 742 単位							
	要介護2 853 単位							
	要介護3 1,004 単位							
	要介護4 1,161 単位							
	要介護5 1,202 単位							
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I) 看護(6:1)介護(4:1)	経過的要介護 534 単位						
		a. 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 701 単位					
		要介護2 811 単位						
		要介護3 961 単位						
		要介護4 1,052 単位						
	要介護5 1,143 単位							
	b. 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護 618 単位						
	要介護1 832 単位							
	要介護2 942 単位							
	要介護3 1,092 単位							
	要介護4 1,183 単位							
	要介護5 1,274 単位							
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (II) 看護(8:1)介護(4:1)	a. 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護 534 単位						
		要介護1 701 単位						
		要介護2 811 単位						
		要介護3 919 単位						
		要介護4 1,010 単位						
	要介護5 1,101 単位							
	b. 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護 618 単位						
	要介護1 832 単位							
	要介護2 942 単位							
	要介護3 1,050 単位							
	要介護4 1,141 単位							
	要介護5 1,232 単位							
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	経過的要介護 625 単位						
		要介護1 835 単位						
		要介護2 945 単位						
		要介護3 1,183 単位						
		要介護4 1,284 単位						
	要介護5 1,375 単位							
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型標準室>	経過的要介護 625 単位						
	要介護1 835 単位							
	要介護2 945 単位							
	要介護3 1,183 単位							
	要介護4 1,284 単位							
	要介護5 1,375 単位							
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	経過的要介護 625 単位						
		要介護1 835 単位						
		要介護2 945 単位						
		要介護3 1,095 単位						
		要介護4 1,186 単位						
	要介護5 1,277 単位							
	(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (II) <ユニット型標準室>	経過的要介護 625 単位						
	要介護1 835 単位							
	要介護2 945 単位							
	要介護3 1,095 単位							
	要介護4 1,186 単位							
	要介護5 1,277 単位							
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	760 単位							
(6) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12 単位を加算)							
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10 単位を加算)								
(7) 療養食加算 (1日につき 23 単位を加算)								
(8) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50 単位を加算)								
(9) 特定診療費								

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 廊下幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護	517 単位)	× 70 / 100	診療所療養病床療養環境減算 — 60 単位 診療所療養病床設備基準減算 — 60 単位	片道につき + 184 単位
			要介護 1	682 単位)			
			要介護 2	734 単位)			
			要介護 3	786 単位)			
			要介護 4	837 単位)			
		要介護 5	889 単位)				
		b. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護	601 単位)			
			要介護 1	813 単位)			
			要介護 2	865 単位)			
			要介護 3	917 単位)			
	要介護 4		968 単位)				
	(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	経過的要介護	447 単位)			
			要介護 1	592 単位)			
			要介護 2	638 単位)			
			要介護 3	684 単位)			
			要介護 4	730 単位)			
		要介護 5	776 単位)				
		b. 診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	経過的要介護	536 単位)			
			要介護 1	723 単位)			
			要介護 2	769 単位)			
要介護 3			815 単位)				
要介護 4	861 単位)						
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	経過的要介護	608 単位)	× 97 / 100			
		要介護 1	816 単位)				
		要介護 2	868 単位)				
		要介護 3	920 単位)				
		要介護 4	971 単位)				
	要介護 5	1,023 単位)					
	(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型準個室>	経過的要介護	608 単位)				
		要介護 1	816 単位)				
		要介護 2	868 単位)				
		要介護 3	920 単位)				
要介護 4		971 単位)					
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)			(760 単位)				
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算	(1日につき 12 単位を加算)					
	(二) 栄養士配置加算	(1日につき 10 単位を加算)					
(5) 療養食加算	(1日につき 23 単位を加算)						
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50 単位を加算)						
(7) 特定診療費							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注			注	注	注	注	注	
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 入所定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職 員、理学療法 士、作業療法 士又は介護支 援専門員の員 数が基準に満 たない場合	常勤のユニットリ ーダーをユニット毎に 配置していない等 ユニットケアにお ける体制が未整備 である場合	リハビリテー ションマネジ メント加算	短期集中リハ ビリテーション 実施加算	認知症短期集 中リハビリテ ーション実 施加算	認知症ケア加 算	
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費 (I)	(一) 介護保健施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (702単位)							
			要介護2 (751単位)							
			要介護3 (804単位)							
			要介護4 (858単位)							
			要介護5 (911単位)							
	(2) 介護保健施設サービス費 (II) <療養型老健・看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (781単位)							
			要介護2 (830単位)							
			要介護3 (883単位)							
			要介護4 (937単位)							
			要介護5 (990単位)							
	(3) 介護保健施設サービス費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (703単位)							
			要介護2 (786単位)							
		要介護3 (860単位)								
		要介護4 (914単位)								
		要介護5 (967単位)								
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (I)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (782単位)							
			要介護2 (865単位)							
			要介護3 (939単位)							
			要介護4 (993単位)							
			要介護5 (1046単位)							
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費 (II) <療養型老健・看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (784単位)							
			要介護2 (833単位)							
			要介護3 (886単位)							
			要介護4 (940単位)							
			要介護5 (993単位)							
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (785単位)							
			要介護2 (868単位)							
		要介護3 (942単位)								
		要介護4 (996単位)								
		要介護5 (1049単位)								
(4) ユニット型介護保健施設サービス費 (IV) <療養型老健・看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (785単位)								
		要介護2 (868単位)								
		要介護3 (915単位)								
		要介護4 (969単位)								
		要介護5 (1022単位)								
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)										
注 外泊時費用					入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定					
注 試行的退所サービス費					入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定					
注 ターミナルケア加算 (1日につき 240単位を加算)										
注 特別療養費										
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)										
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)										
ニ 退所時指導等加算	(1) 退所時指導加算	(一) 退所前後訪問指導加算 (入所中1回 (又は2回)、退所後1回を限度に、460単位を算定)				注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合				
		(二) 退所時指導加算 (400単位)								
		(三) 退所時情報提供加算 (500単位)								
		(四) 退所前連携加算 (500単位)								
(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)										
ホ 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)									
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)									
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)										
ト 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)										
チ 経口維持加算 (1日につき)										
リ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)										
ル 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)									
	(2) 特定治療									

※ P・T・Oによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実
 ※ 小規模介護老人保健施設における介護給付の180日の算定日数上限を撤廃することから、現行の「小規模介護保健施設サービス費」は廃止。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の数の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員員数の20/100を業して得た数又は未滿の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を業して得た数未滿である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に80/100を業して得た数未滿である場合	
						常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の改正による基準緩和減算 ※下欄が設備基準を満たさない場合	医師の配置に施行規則第49条の規定が適用されている場合	
								夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費 (I) 看護<6:1> 介護<4:1>	a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (019単位) 要介護4 (120単位) 要介護5 (211単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (130単位) 要介護4 (231単位) 要介護5 (322単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (611単位) 要介護2 (720単位) 要介護3 (880単位) 要介護4 (036単位) 要介護5 (078単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (722単位) 要介護2 (831単位) 要介護3 (991単位) 要介護4 (147単位) 要介護5 (189単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (581単位) 要介護2 (692単位) 要介護3 (843単位) 要介護4 (000単位) 要介護5 (041単位)	$\times 70/100$	$\times 90/100$	$\times 90/100$			
	b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (692単位) 要介護2 (803単位) 要介護3 (954単位) 要介護4 (111単位) 要介護5 (152単位)							
	(二) 療養型介護療養施設サービス費 (II) 看護<6:1> 介護<5:1>	a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (931単位) 要介護4 (022単位) 要介護5 (113単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (042単位) 要介護4 (133単位) 要介護5 (224単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (889単位) 要介護4 (980単位) 要介護5 (071単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (000単位) 要介護4 (091単位) 要介護5 (182単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (133単位) 要介護4 (234単位) 要介護5 (325単位)	$\times 70/100$	$\times 90/100$	$\times 90/100$			
	b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (895単位) 要介護2 (133単位) 要介護3 (234単位) 要介護4 (325単位)							
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>	a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)								
(4) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (II) <ユニット型個室>	a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
		a. 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)						
b. 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (045単位) 要介護4 (136単位) 要介護5 (227単位)								
注 身体拘束防止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)									
注 外泊時費用		入院患者に対して自宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定							
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して自宅における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 (2)及び(4)の基本単価に限る。)							
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定							
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)									
(6) 退院時指導等	(一) 退院時指導等 等指導加算	a. 退院前後訪問指導加算 (入院1回 (又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)							
		b. 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合						
		c. 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合						
		d. 退院前連携加算 (500単位)	注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合						
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)									
(7) 栄養管理加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)								
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
(8) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)									
(9) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)									
(10) 経口維持加算 (1日につき)	(1) 経口維持加算 (I) (28単位)								
	(2) 経口維持加算 (II) (15単位)								
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)									
(13) 特定診療費									

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

口 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 廊下幅が設備基準を満たさない場合	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (652単位)	×70/100	診療所療養病床 療養環境減算 —60単位	
			要介護2 (704単位)			
	要介護3 (756単位)					
	要介護4 (807単位)					
	要介護5 (859単位)					
	b. 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (763単位)				
		要介護2 (815単位)				
		要介護3 (867単位)				
		要介護4 (918単位)				
		要介護5 (970単位)				
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(二) 診療所型介護療養施設サービス費 (II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	要介護1 (562単位)	×97/100	診療所療養病床 設備基準減算 —60単位	
			要介護2 (608単位)			
	要介護3 (654単位)					
	要介護4 (700単位)					
	要介護5 (746単位)					
	b. 診療所型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	要介護1 (673単位)				
		要介護2 (719単位)				
		要介護3 (765単位)				
		要介護4 (811単位)				
		要介護5 (857単位)				
(3) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>		要介護1 (766単位)			
			要介護2 (818単位)			
		要介護3 (870単位)				
		要介護4 (921単位)				
		要介護5 (973単位)				
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (II) <ユニット型準個室>	要介護1 (766単位)				
		要介護2 (818単位)				
		要介護3 (870単位)				
		要介護4 (921単位)				
		要介護5 (973単位)				
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)						
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、444単位を算定			
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定			
(3) 初期加算 (1日につき +30単位)						
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合			
		b 退院時指導加算 (400単位)				
c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合					
d 退院前連携加算 (500単位)						
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合				
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)					
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)						
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)						
(8) 経口維持加算 (1日につき)	(1) 経口維持加算 (I) (28単位)					
	(2) 経口維持加算 (II) (5単位)					
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)						
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)						
(11) 特定診療費						

介護予防サービス

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費

- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注			注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	リハビリテーション機能強化加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 558 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき +30 単位	片道につき +184 単位
		b. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援2 698 単位)						
		a. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 558 単位)						
		b. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援2 698 単位)						
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養型老健：看護職員を配置>	a. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 558 単位)						
		b. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援2 698 単位)						
		a. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 558 単位)						
		b. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援2 698 単位)						
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養型老健：看護オンコール体制>	a. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 558 単位)						
		b. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援2 698 単位)						
		a. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 558 単位)						
		b. 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援2 698 単位)						
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100		
		b. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援2 780 単位)						
		a. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 624 単位)						
		b. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援2 780 単位)						
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養型老健：看護職員を配置>	a. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 624 単位)						
		b. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援2 780 単位)						
		a. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 624 単位)						
		b. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援2 780 単位)						
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養型老健：看護オンコール体制>	a. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 624 単位)						
		b. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援2 780 単位)						
		a. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要支援1 624 単位)						
		b. ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要支援2 780 単位)						

注 特別療養費
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27 単位を加算)
(3) 栄養管理体制加算
(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12 単位を加算)
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10 単位を加算)
(4) 療養食加算 (1日につき 23 単位を加算)
(5) 緊急時施設療養費
(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500 単位を算定)
(二) 特定治療

： 緊急時治療管理と特定治療は、特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ P・T・Oによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注		注		注		注		注			
			夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分に基き療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1	534	単位)									
			要支援2	667	単位)									
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1	618	単位)									
			要支援2	772	単位)									
		(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1	498	単位)								
			要支援2	622	単位)									
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1	582	単位)									
			要支援2	727	単位)									
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1	473	単位)									
		要支援2	591	単位)										
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1	557	単位)									
			要支援2	696	単位)									
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1	534	単位)									
			要支援2	667	単位)									
		b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1	618	単位)									
		要支援2	772	単位)										
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1	534	単位)									
			要支援2	667	単位)									
b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>		要支援1	618	単位)										
	要支援2	772	単位)											
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1	625	単位)										
		要支援2	781	単位)										
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1	625	単位)										
		要支援2	781	単位)										
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1	625	単位)										
		要支援2	781	単位)										
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1	625	単位)										
		要支援2	781	単位)										
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)													
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)													
(6) 療養食加算														
(7) 特定診療費														

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注			
(1) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 517 単位)	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 廊下幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合		
			要支援2 646 単位)						
		b. 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 601 単位)						
			要支援2 751 単位)						
	(二) 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 447 単位)						
			要支援2 559 単位)						
		b. 診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 536 単位)						
			要支援2 670 単位)						
		(2) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)						(一) ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要支援1 608 単位)
									要支援2 760 単位)
(3) 栄養管理体制加算		(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(5) 特定診療費									

×70/100	×97/100	診療所療養病床療養環境減算 —60単位 診療所療養病床設備基準減算 —60単位	片道につき +184単位
---------	---------	--	-----------------

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目